

# 令和3年度当初入園1次申込み【電子申請】について

令和3年4月入園を希望する方の申込みです。電子申請を行った場合は、園での受付は不要です。電子申請完了後に、園で面接を受けてください。

## 1. 申込み・入園までの流れ

電子申請による申込みの流れは以下のとおりです。11月中に園で面接可能かどうかで手続きが異なります。原則、電子申請後に11月中に園で面接を受けてください。県外や海外在住の方で11月中の面接が不可能な方のみ、1月以降に面接を実施します。

その他入園要件や各園の開所時間等については「こども園等のご案内」をあらかじめご確認ください。

### 【注意】

育児休業の延長を希望される方は、電子申請で受付を行う事で園での面接を省略することができます。電子申請の入力画面において「入園調整があったとき」の欄で、「育児休業取得者で育児休業の延長も許容できる」を選択してください。この場合、優先順位が最下位になります。

### 【11月中に面接が不可の場合／育児休業の延長を希望する場合】

(R2 10/1～10/12)

ホームページ  
「あいち電子申請・届出システム」で申込み

- ・「こども園等当初入園申込み」に入力してください。
- ・就労証明書・健康の記録等で必要な書類があり準備できている場合は、記入した証明書をスキャン等して添付してください。
- ・求職活動を要件とする1次申込みはできません。2次申込みでお申込みください。

申込完了通知の  
メール受信

- ・10月12日午後5時15分までに入力し、**申込完了通知のメールを確認**してください。(10月13日以降は入力不可)。

(10/13～11/30)

必要書類の提出

- ・電子申請時に添付できていないものがある場合、要件を証明する書類で会社、病院、学校等の証明が必要な書類については、**11月30日必着で保育課に持参又は郵送してください。**

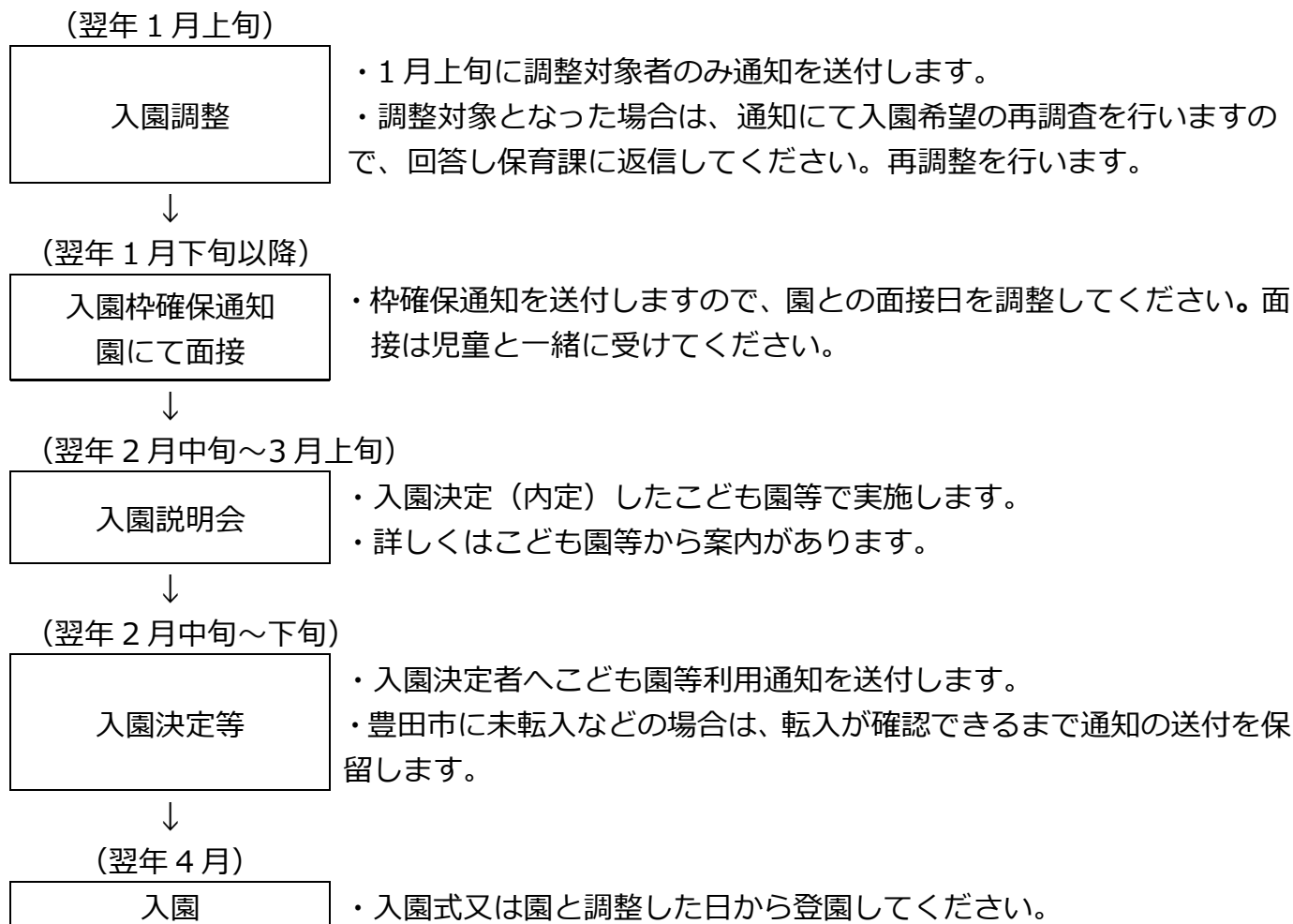
※不備がある場合は受理できないため、余裕を持って提出してください。

#### 【書類提出先】

〒471-8501  
愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所保育課

申込の受理

- ・全ての書類が提出されたら受理通知をメールします。
- ・**11月30日時点で書類に不備があり、受理通知が届いていない場合は、申込みを取り下げたものとみなします。**



## 2. 「あいち電子申請・届出システム」による申込み手順

受付期間内（R2 10/1～10/12）に以下（1）～（3）のいずれかの方法により検索し、①～⑫のとおり申込み手続きをしてください。

(1) 検索	a 「あいち電子申請」で検索 b あいち電子申請・届出システム トップページ 「申請団体選択へ」を選択 c 「豊田市」を選択 d 手続き名「こども園等当初入園申込み」を選択
(2) インターネット URL	<a href="https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25078">https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25078</a>
(3) スマートフォン用 2次元バーコード	

- ① 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択 ※利用者登録は必要ありません。

あいち 豊田市 電子申請・届出システム

操作時間 延長 文字サイズ 小 中 大

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証 利用者登録 ログイン

申請団体選択へ 申請書ダウンロードへ ヘルプ

**手続き申込**

利用者ログイン

手続き名	令和3年度こども園等当初入園申込テスト1
受付時期	2020年8月25日18時45分～2030年8月31日0時00分

利用者登録せずに申し込む方はこちら

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

- ② 入園要件が必要な園児の場合は、保育課ホームページ「保育要件の様式ダウンロード」から父・母それぞれ該当する要件証明書をダウンロードし、それぞれを記入。

※会社等に勤めていて保育を必要とする場合、育児休業復帰者、就労予定者、時間外保育利用園児の主な送迎者の方は、事業所による事業所記入欄の記入が必要です。その他の就労証明書はご自身で記入していただくことが可能です。その場合は、事業所記入欄をすべてご自身で記入し、健康保険証（社会保険の被保険者用のものに限る）の写しを添付してください。

豊田市 マメにマスクを。

色・文字サイズの変更 Other languages サイトマップ

サイト内検索  検索

くらしの情報 イベント情報 施設情報 事業者向け情報 市政情報

現在位置: トップページ > くらしの情報 > 子育て支援 > 子どもを預ける > こども園等・私立幼稚園 > こども園等当初入園 > 保育要件の様式ダウンロード

**保育要件の様式ダウンロード**

ページ番号1016135 更新日 2020年2月26日 印刷

保育要件を証明する書類（必要な児童のみ。同居の父母共に必要）

こども園等当初入園

- 令和2年度こども園等の当初入園1次申込み
- 令和2年度こども園等の当初入園2次申込み

- ③ 利用規約の内容を確認し、「同意する」を選択

<利用規約>

事業者管理者、県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関。）又は、愛知県内市町村（名古屋を除く。）（以下「県内市町村」という。）にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2 運営  
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が運営します。

3 利用上の注意  
本システムの利用者（以下「利用者」という。）は、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、協議会は本システムのサービスを提供します。  
本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2020年8月25日18時45分～2030年9月13日0時00分 です。  
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間を過ぎてしまうと申込ができません。

一覧へ戻る 同意する

④ メールアドレスを入力し、「完了」を選択

**手続き申込**

メールアドレス入力

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > **STEP 4 メールアドレス入力** > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

令和3年度こども園等当初入園申込テスト1

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。  
 入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
 URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
 また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-toyota-aichi@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
 上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールから返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
 なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。  
 最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です。

連絡先メールアドレス※

連絡先メールアドレス (確認用)※

説明へ戻る 完了する

⑤ 受信したメールに記載された URL にアクセスし、必要情報を入力

⑥ ②で記入した証明書をスキャンもしくは撮影して添付

※申込期間内に間に合わなければ添付せずに保育課まで郵送してください。

添付ファイル	<p>入園要件が必要な方は、保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)の提出が必要となります。        申込期間内に用意できる場合は、ダウンロードした様式を印刷し、記入したものをスキャン又は写真画像としたファイルを添付してください。添付できなかった場合、又は就労証明書等で事業所の確認が必要なものについては、園での面接時に提出又は11月末必着で保育課に郵送(持参も可)してください。届かなかった場合や不備がある場合は取下げとなりますので、余裕をもって発送してください。</p> <p>添付ファイル</p>
備考欄	<p>入力文字数:0/200</p>

確認へ進む

⑦ 入力内容を確認し、間違いがなければ「申込む」を選択

11月中の面接の有無	11月中の面接可能
令和2年度の在園状況	園に通っていない
添付ファイル	
備考欄	

入力へ戻る

**申込む**

PDF出力中

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

⑧ 登録完了メールが送付されてきたことを確認

**【入園希望児が複数いる場合】※園児の人数分申請する必要があります。**

- ⑨ あいち電子申請トップ画面上部の「申込内容照会」を選択
- ⑩ 申込完了メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を入力
- ⑪ 画面下部の「再申込する」を選択
- ⑫ 以降③～⑧と同様

※前回入力された情報が表示されるので、児童名など必要か所を修正してください。

**3. 必要書類の提出について**

0～3歳児（一部の園では0～2歳児、又は全学齢）のこども園等入園にあたり、保護者の就労等を入園要件としております。令和2年11月30日までに同居の保護者（父・母）の入園要件を証明する書類（就労証明書等）の提出が確認できない場合は申込みを取り下げたものとみなしますので、必ずご提出ください。

**4. 申込内容を修正する場合の変更期限**

申込みの内容について変更する場合、「登園開始日」は原則、令和3年3月25日（木）まで、「入園調整があったとき」、「世帯」は令和2年11月30日（月）まで変更可能です。

**【申込内容を修正する場合】**

- ① 保育課へ電話で連絡をし、申込日時・代表保護者氏名を伝える。

<b>【連絡先】</b> 豊田市役所 保育課 保育担当 0565-34-6809
--

- ② 保育課で処理後、あいち電子申請トップ画面上部の「申込内容照会」を選択
  - ・ 申込完了メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を入力
  - ・ 内容を修正し、ページ下部の「修正する」を選択

**5. その他**

こども園等への入園は、入園時に豊田市民であることが必要です。入園決定事務をスムーズに行うためにも、転入の手続終了後速やかに転入した旨を保育課にご連絡ください。

**【注意】**

- ① 豊田市民となったことを確認した後で入園決定をするため、2月中旬の入園決定時期において転入が確認できない場合は、『こども園等利用通知書』等の発送を保留します。転入した旨のご連絡をいただき、保育課で転入を確認した後、『こども園等利用通知書』等を発送します。
- ② 入園希望日の5日前までに、転入した旨のご連絡がない（転入の事実が確認できない）場合は、取り下げたものとみなします。
- ③ 入園式から入園の場合は、3月25日（木）までに転入手続が必要になります。